

民事訴訟における 公正取引委員会の役割

2025年1月24日

第7回大阪シンポジウム

関西大学法学部 笠原 宏

1. 独占禁止法違反に係る民事訴訟と公正取引委員会の関与の法的枠組み
2. 各関与への取組
3. 将来に向けて

1. 法的な枠組

(1) 独占禁止法によるもの

○差止請求（第24条訴訟）関係

→ 事件に対する独占禁止法の適用その他の必要な事項に関する意見提出

（事実認定に関する事項も含むが調査囑託の方が使いやすいのではないかとの評価）

* 裁判所からの求めによるもの（第79条第2項）

* 公正取引委員会から申し出るもの（同条第3項）

○損害賠償請求（第25条訴訟）関係

→ 損害額の算定に関する求意見（第84条）

(2) 他の法律によるもの

- 調査囑託（民訴法第186条）
- 文書提出命令等（民訴法第223条）
- 文書送付囑託（民訴法第226条）

- ※ 独占禁止法に基づく差止訴訟、損害賠償請求訴訟
- ※ 民法第709条による損害賠償請求
- ※ 独占禁止法違反を原因とする契約・法律行為の無効と不当利得返還請求
- ※ 独占禁止法違反を原因とする法律行為の無効を原因とする契約当事者としての地位の確認、履行請求等

2. これら制度の運用への取組

(1) 24条訴訟における求意見

ア 導入の趣旨（差止訴訟導入検討時の説明）

- * 裁判所による差止も公正かつ自由な競争秩序の維持という公益と関連→公益実現者としての公正取引委員会の関与の機会
- * 行為の競争評価等について、公正取引委員会の専門的知見を活用する機会の確保（「参酌できるようにする」）
- * 裁判所間、裁判所と公正取引委員会の間判断基準の齟齬の回避

イ 実績：1件のみ（食べログ事件 令和3年7月求意見）

(2) 損害額について求意見

ア 対応

* 平成3年損害額算定G L

* 意見を提出した件数は多いが、損害額自体を試算することではなく、算定の考え方を提示している模様。

* 判決でどの程度参酌されているかは不明。特に今日では、民訴法248条に基づき、裁判官が、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果から相当と認める額を認定。

・ ニプロ事件25条訴訟（東高判平成24年12月21日）

→公正取引委員会意見書は、具体的な取引損失の認定はしていないと説示（被告は、同意見書を「具体的な損失の発生が認識できなかった」と評価）。

→当事者が出した具体的な損害額の算定を試みた損害鑑定書等も勘案しながら認定

- ・セブン・イレブン（見切り販売禁止）平成25年8月30日東京高裁判決

→裁判所は、損害額の算定について求意見を実施。これに基づく公正取引委員会意見書に示された考え方については、様々な変動要因による影響を考慮していないとして、損害額を認定（原告・被告による主張についても同様）

(3) 証拠・資料の提供

ア 審判資料の提供

○ 独占禁止法旧第70条の15は、「利害関係人」に対して、審判記録の閲覧謄写を認める旨規定

* 和光堂・第一次再販売価格拘束事件に係る審決取消訴訟最高裁判決（昭和50年7月10日）

・ 審判資料に対する閲覧謄写を認め得る「利害関係人」（独占禁止法第69条（事件当時））に、審判事件の対象である違反行為の被害者を含める旨判示

－ 閲覧謄写請求却下の違法を主張したのは、同様の行為で同時に公正取引委員会から勧告を受けた別審判事件の当事者。

－ 公正取引委員会の却下処分・審決は被害者には言及せず。

→ 裁判所は、被害者による私訴での活用も想定？

(3) 証拠・資料の提供

* ごみ焼却炉入札談合に係る住民代位訴訟原告への審判資料閲覧謄写許可取消訴訟最高裁判決（平成15年9月9日）

→ 係属中の審判事件対象違反行為に対する住民代位訴訟の原告住民を「利害関係人」として審判資料の閲覧謄写を認めた公正取引委員会の処分を適法と判示

イ 審判制度廃止後は、民事訴訟法の枠組み（文書送付嘱託等）

* 「独占禁止法違反行為に係る損害賠償請求に関する資料提供について」に従い対応。

→ 供述調書におけるマスキングの範囲等については、裁判所の運用の積重ねで対応が整理

3. 将来に向けて

○ 公正取引委員会が関与することのあるべき意味

👉 民事訴訟が機能すること

- * 裁判所が判断に必要な材料（証拠・判断方法）を集められること
- * 行政の立場で考える競争上の評価のアプローチを把握した上で、必要があれば、より適切な考え方を示すこと

○ 裁判所のニーズは何か

- * 証拠の提供（follow on 訴訟）
- * theory of harm? → 理論レベル or 事実を踏まえたもの？
- * 損害額? → 民訴法第248条の下での意義？
裁判官の方が経験・知見が豊富？